# 税務トピックス

平成26年7月1日発行 第20号

発行者:佐尺木英子 税理十事務所 2014 **7** 

### 当事務所が「経営革新等支援機関」に認定されました

「経営革新等支援機関」という言葉を耳にされたことはありますか?

これは、<u>税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上</u>の個人、法人、中小企業支援機関等を、経営革新等支援機関として認定することにより、 中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備するために創設された機関(中小企業庁が認定する「公的な支援機関」)を指します。

## 認定されたことでお客様に出来ること

#### ① 設備投資減税



認定支援機関の支援による税制面の優遇制度として、「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」があります。この制度は、「レジを入れ替える」や「古くなった看板などお店の外装を綺麗にする」等の設備投資が対象になります。

この制度を使えば、設備を使い始めた年度の減価償却費を増やす(30%の特別償却)、もしくは税額の控除(7%)を受けることが出来、結果として納税額が少なくなります。

#### 対象となる事業者

青色申告書を提出している「個人事業者」もしくは「資本金の額が1億円以下の法人」

#### 対象となる事業者

次に記載する3つの要件すべてを満たすことが必要です。

- 経営革新等支援機関等からの経営改善に関する指導及び助言を受けていること
- □ 「指導及び助言を受けたことを明らかにする書類」に、**税制措置を受けようとする設備が記載さ** れていること。
- □ 「指導及び助言を受けたことを明らかにする書類」に記載された設備を**実際に取得をして、その** 事業者の営む商業・サービス業等の事業の用に供すること

#### ② 経営力強化保証



中小企業者が認定支援機関の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に**信用保証料を概わ0.2%減免する制度**です。利用する中小企業者は、<u>認定支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定・実</u>行し、その進捗を金融機関に対して四半期毎に報告しなければなりません。

今回ご紹介した業務以外にも、「経営革新等支援機関」認定によりお客様へご提供できるサービス 内容の幅が広がりました。ご不明な点等ございましたら、お気軽にご相談ください。

なお、中小企業庁より「税務顧問契約とは別途契約する」旨の通達が出されており、これに伴う報 酬等は認定支援機関と事業所の協議によるものとされておりますので、ご了承ください。